

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 13 日現在

機関番号：32642

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25283011

研究課題名(和文) 社会主義中国の憲政論・憲政体制を再考する 20世紀中国憲政史の視角から

研究課題名(英文) A history of Chinese Constitution in People's Republic of China

研究代表者

中村 元哉 (NAKAMURA, Motoya)

津田塾大学・学芸学部・教授

研究者番号：80454403

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,500,000円

研究成果の概要(和文)：20世紀初頭から現在までの中国は、共和国という名称に象徴されるように、憲政のあり方を追求してきた歴史でもあった。本科研プロジェクトは、20世紀中国憲政史のうち、とりわけ社会主義建設期に相当する1950年代から1970年代までの憲政史に焦点をあて、それが民国史とどのように接続され、1980年代以降のいわゆる改革開放期の現代中国にどのように継承されているのかを検討した。その成果は、『憲政から見る現代中国(仮)』として2018年春に出版予定である。

研究成果の概要(英文)：China from the beginning of the 20th century to the present was also a history that has pursued the way of constitution, as symbolized by the name "Republic". This project focuses on the history of the Constitution from the 1950s to the 1970s, which is equivalent to the period of socialism construction. The research results will be published in the spring of 2018.

研究分野：中国近現代史、東アジア国際政治

キーワード：憲政 中国 民国 人民共和国 社会主義 法学 ケルゼン 憲法

1. 研究開始当初の背景

(1) 清末 (19 世紀後半 ~ 1911 年)、民国 (1912 年 ~ 1949 年)、人民共和國 (1949 年 ~ 現在) を断絶させることなく、トータルに把握しようとする中国近現代史研究の新たな研究潮流がある。この研究潮流を、憲政という具体的なテーマに即しながら、さらに深化させる必要がある。

(2) 類似の研究潮流は、中国や台湾でも広がりがつつあるが、それぞれの憲政研究が政治から完全に自由であるわけではない。そのため、現実政治に左右されない 20 世紀中国憲政 (史) 研究を、日本から東アジアに向けて発信することが大切である。

(3) 清末および民国の歴史的文脈を重視しながら、社会主義中国の憲政論と憲政体制を全面的に再考できれば、現代中国の憲政問題に対して、新たな視点と枠組みを提供できる。

(4) 中国の憲政研究は、現実政治と完全に切り離せないことから、旧態依然とした状況にとどまっている。だからこそ、海外の現代中国研究者と連携しながら、この研究状況を克服することが求められている。

2. 研究の目的

(1) この約 100 年間の中国における憲政論は、自由・功利・倫理をめぐる思想動向に規定されてきた。そこで、中国の伝統思想と近代西洋の自由主義思想とが交錯した清末民国期の歴史的文脈を踏まえつつ、1950 年代から主流となった社会主義憲政論が、自由・功利・倫理の問題をどのように扱ってきたのかを分析し、社会主義憲政論の特質を解明する。あわせて、この成果を基礎にして、現代中国の憲政論の特質を浮かび上がらせる。

(2) 清末民国期の多岐にわたる各国の憲政に対する観方あるいは評価が、1949 年の社会主義革命を経てどのように変質し、それらが社会主義中国の憲政体制にどのような影響を与えたのかを解明する。とりわけ、ソ連の社会主義憲政の何をどのように採用した (採用しなかった) のかを解明する。社会主義中国におけるソ連憲政の影響の度合いを測るといった古典的な課題は、実際のところ思想・制度に即して何ら具体的には解明されていない。と同時に、この作業を通じて、現代中国の憲政論および憲政体制の特質を本質的に捉え直す。

(3) 社会主義中国は、国家・民族の統合というナショナルな課題に応え続けなければならないが、1960 年代以降中ソが対立した国際環境下にあっては、中国独自のナショナリズムをますます強化せざるを得なかった。そうしたナショナリズムの論理と社会主義憲政との緊張関係を解明する。

(4) 社会主義中国がナショナリズムを強化するなかにあっても、反右派闘争 (1957 年) に象徴されるように、清末民国期の自由主義思想に基づく憲政論は途絶えることはなかった。社会主義憲政論の底流に垣間見られる

民国期の憲政論の影響力を浮き彫りにし、社会主義憲政論とは異質になりつつある現代中国の憲政論を歴史的に再考する。

(5) 以上を大枠としながら、社会主義中国における下記の個別的事実を解明し、清末から現代中国まで連綿と続く憲政史のなかで、当該時期の憲政論・憲政体制を定位する。

清末民国期の憲政論を支えていた政治学、法律学の変遷過程を整理し、社会主義憲政の運用に、民国期までの政治学者と法学者がどのように関与していたのかを解明する。

1954 年の中華人民共和國憲法の制定過程と人民代表大会、人民政治協商会議の活動実態を中央・地方レベルで考察することで、憲政体制の実態を解明する。その際に、軍権のあり方にも注意したい。

経済的社会的権利が社会主義憲政論においてどのように議論され、それらが都市や農村社会でどの程度実現していたのかを解明する。

3. 研究の方法

(1) 研究目的欄に記したように、社会主義中国の憲政を、多角的かつ学際的に研究する。

(2) 現代中国の憲政問題を、約 100 年単位のタイムスパンで捉え直す。こうすることで、現状の中国情勢に振り回されることのない、客観的な中国憲政史理解に努める。

4. 研究成果

(1) 中国、台湾、香港の学者らと、次のワークショップを開き、研究成果を東アジア圏で共有することに努めた。

『近現代中国内地與香港 圍繞民主憲政的問題學術研討會』香港：樹仁大学、2015 年 3 月 14 日。

『中国憲政ワークショップ』東京：東京大学、2015 年 7 月 25 日。

(2) 上記の研究活動によって得られた研究成果は、大まかに述べると、次の三点に大別できる。

「歴史のなかの中国憲政」 憲政とそれに関連する概念や制度が、そもそも清末民国期にどのように受容されたのか、そして、この歴史的展開がどのような遺産を人民共和國期にもたらしたのかを解明した。

村田雄二郎「清室優待条件から見た民国初期の憲政体制」は、共和革命としての辛亥革命によって誕生した民国が、中華民国臨時約法に基づいて憲政をおし進めるにあたり、清帝退位とともに公布された「清室優待条件」がどのように成立し、それが民国初期の憲政体制のなかでどのような役割を果たしたのかを分析した。大胆に述べれば、共和革命としての辛亥革命は、「清室優待条件」と決別した馮玉祥による北京政変 (1924 年) によってようやく完結し、ここから憲政を追求する客観的な環境が整えられた、ということになる。

もちろん、客観的な環境が整えられたとい

っても、憲政体制が安定するかどうかは、軍権の制度化と、その背後に広がっていた社会の軍事観に左右される。また、自由と権利を保障し権力を分立するための法治概念の定着と、法治を支える人材育成制度にも左右される。

小野寺史郎「デモクラシーとミリタリズム 民国知識人の軍事・社会観」は、第一次世界大戦直後の中国において、デモクラシーや自由、平等といった「公理」がミリタリズムという「強権」と対立すると受けとめられていたにもかかわらず、反帝国主義の労働運動であった五三〇運動(1925年)後には、「公理」の実現には「強権」が必要だとする声が再び大きくなったとした。1920年代の中国では、国民の利益と軍事の関係をめぐって多様な可能性が模索され始め、そうした軍事観の広がりの中で、その後の憲政が準備されていった。

中村元哉「中国憲政とハンス・ケルゼン 法治をめぐって」は、民国期の自由主義の展開とその下で実施された憲政が、人民共和国にどのように引き継がれ、この一連の過程でケルゼンの純粋法学を受容した法学者が、憲政の基盤となる法治とどのように向き合ったのかを解明した。この純粋法学の受容は人民共和国期には表舞台からは消えたが、実際のところは、1950年代後半の反右派闘争や1960年代前半の調整期に批判的に言及されるほどに知識人には強く意識されており、1970年代後半からの再評価へとつながっていった。

王貴松(中国人民大学)「現代中国法学教育の起源」は、清末に誕生した中国の近代法学がどのように民国および人民共和国に継承されたのかを、近代法学とそれ以前の律学とを決定的に分ける公法学、とりわけ憲法学の視点から、克明に分析した。民国期に多数の人材を輩出した法学機関が人民共和国成立初期に中国人民大学、東北人民大学および北京政法学院、華東政法学院、西南政法学院、中南政法学院へと吸収合併され、その人材育成の系譜が改革開放から今日まで連続していることを解明した。

「社会主義憲政の模索」 人民共和国が、1950年代から1970年代にかけて、社会主義憲政をどのように準備し、それをどのように実施して今日に至っているのかを、制度と思想から分析した。

孫宏雲(中山大学)「法学・政治学者と1954年憲法の制定」は、銭端升ら党外の法学者や政治学者が、54年憲法の制定過程において、周縁的な役回りしか果たせなかったことを論証した。確かに、54年憲法は、共同綱領で謳われた人民民主統一戦線の枠組みのなかで制定され、それ故に法政学者たちの参与は1950年代政治の民主性と開放性をあらわしてはいたが、共産党が憲法制定作業を主導したという事実はやはり否定できなかった。つまり、54年憲法は、民国期に憲政の準備に一

定の貢献を果たしてきた学者たちによってではなく、憲法の専門知識を欠いた共産党の幹部や理論家によって起草されたのであった。

このように54年憲法の制定作業のみに注目したとしても、共産党という党の存在が1950年代に増していったことは明らかであった。しかし、それでも、民国期に憲法制定作業と比例するかのようには拡大していった公共空間が、1950年代に一気に消滅した、というわけではなかった。水羽信男「社会と選挙 1954年の人民代表大会選挙を中心として」は、1954年に実施された普通選挙の実態を、共産党中央のみならず地方党部や社会の側から、さらには都市のみならず農村の側からも複合的に分析して、当時の普通選挙が、共産党の党治を正当化するための手段だったかもしれないが、人々が主体的に政治に参加する公共空間を機能させようとした、と結論づけた。

しかし、憲政にもとづく公共空間の維持ないしは拡大という可能性は、その後の反右派闘争や文化大革命によって完全に潰えた。それを象徴的に物語っていたのが、長年、75年憲法だと理解されてきた。

ところが、この75年憲法の断絶性という評価は妥当ではあるものの、その断絶性の意味はもう少し慎重に検討されなければならない。孫揚(南京大学)「団結、憲法、4つの現代化 1975年の歴史的意味」によれば、75年憲法は、文革で打倒された共産党の幹部を復活させ、エリート政治を再建すると同時に、社会主義憲政の経済基盤を構築するものでもあった。いわば、75年憲法こそが中国初の社会主義憲法である、との解釈である。もしこの解釈をより広い歴史の文脈に位置づけ直すのであれば、75年憲法は、中華民国憲法や54年憲法の制定時に重視された「憲政の経済基盤」に再び注目するようになり、改革開放政策の下地ともなった、ということになる。

こうした解釈を補強するのが、加茂具樹「権威主義国家中国の「民主」制度の政治的作用」である。この研究は、文革以前の地方レベルの人民代表大会がどのように機能していたのかを改めて論じ、公共空間の維持ないし拡大へとつながるような人民代表大会の民主的政治作用を再発見した。そして、その政治的経験が改革開放から今日までの人民代表大会の民主性とどのように連鎖しているのかを検討した。

中華圏に広がる憲政 民国期の憲政論や憲政による自由・権利の保障を求めた自由主義が、1949年の民国から人民共和国への政権交代を受けて、大陸中国にどのように引き継がれ、台湾と香港にどのように広がって活力を与えたのかを分析した。

章清(復旦大学)「憲政史の断絶と連続 民国期の遺産」は、民国期における憲政の遺産が人民共和国期にどのような影響を及

ばし、中国憲政史がどのように連続し、断絶したのかを、自由主義者王造時の生涯から論じた。王造時は、民国期を代表する政治学者の一人として憲政問題に関心を寄せ続け、人民共和国成立直後の政治発展を憲政の実行にとっては理想的であるとさえ認識した。しかし、反右派闘争以後、そのような主張は批判にさらされ、トーンダウンしていった。

久保亨「経済学者と社会主義憲政 1957年の意見書草稿」は、1950年代の中国で模索されていた社会主義憲政の道を、経済運営のあり方に即して検討した。6名の経済学者が1957年に起草した意見書草稿「当面の経済科学の工作に関する我々のいくつかの意見」は、反右派闘争によって否定されたとはいえ、経済学者が専門家としての立場から主体的に経済運営に参画する制度を構想し、経済情報を政府が経済学者に提供すること、マルクス主義経済学を相対化することを要求した。

以上が大陸中国を扱った研究成果であるのに対して、次の2つが台湾と香港を扱った。

潘光哲（中央研究院）「台湾憲政文化のための歴史記憶 『自由中国』を中心として」は、国民党内部の自由主義を受け継いで1950年代に台湾で発行された政論誌『自由中国』が、中華民国憲法を根拠として地方自治や「反対党」の合法性を訴え、国民党の「党国権威体制」を批判したことを評価する。そして、『自由中国』を軸にして憲政文化という歴史記憶を構築することが、現在の「エスニシティ政治」を解体する新たな台湾史のマスター・ナラティブの創出へとつながる、とした。

區志堅（樹仁大学）「自由なくして生きる道なし—1950年代香港の『自由陣線』」は、中華民国憲法の制定と実施を後押しした中国青年党と中国民主社会党を中心として1950年代に香港で発行された『自由陣線』を分析した。この政論誌は、「自由なくして生きる道なし」を全号に掲げ、反共を基調としながらも台湾移転後の民国政府をも批判し、さらには、国際共産主義を批判する一方で自由主義陣営側のアメリカやイギリス、フランスにも批判の矛先を向けていった。このような自由主義思潮は、のちの『聯合評論』（1958～1964年/香港）の主張、すなわち、中華民国憲法を正常化させることで真の憲政を実施せよという主張へとつながっていった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計23件)

水羽信男「中華民国における「民主」をめぐる「歴史の語り」」田中仁編『21世紀の東アジアと歴史問題 思索と対話のための政治史論』法律文化社、2017年3月、36-50ページ。

村田雄二郎「超越富國強兵之夢 近現代東亞の四個“戦後”」『開放時代』2016年第6期、2016年、13-25ページ。

中村元哉「一党支配を掘り崩す民意 立法院と国民参政会」深町英夫編『中国議会100年史』東京大学出版会、2015年、105-118ページ。

中村元哉「中華民国憲法制定史 仁政から憲政への転換の試み」『中国 社会と文化』30号、2015年、5-17ページ。

中村元哉「從1940年代後半的中国自由主義思想看新民主主義階段(1950-1953年)の中国政治思想 法学家銭端升为中心」『人間思想』3期、2015年、124-137ページ。

水羽信男「実業界と政治参加」深町英夫編『中国議会100年史』東京大学出版会、2015年、153-168頁。

加茂具樹「現代中国における民意機関の政治的役割 代理者、諫言者、代表者。そして共演」『アジア経済』2013年12期、2013年、11-46ページ。

〔学会発表〕(計14件)

小野寺史郎「徳謨クラ西与軍国民主義 一戦後中国的軍事教育与兵制方案」『第1届中華民国史青年論壇』北京：中国社会科学院近代史研究所、2016年8月27-28日。

加茂具樹「人民代表大会的政治機能与其可能性」『近現代中国内地與香港 圍繞民主憲政的問題學術研討會』香港：樹仁大学、2015年3月14日。

小野寺史郎「清末民初のミリタリズムとその課題」『中国社会文化学会例会』東京：東京大学、2015年1月31日。

中村元哉「由民国史解析社会主義国家建設期的中国憲政与漢斯・凱爾森」『“1950-1960年代的中国”工作坊』上海：華東師範大学、2014年12月6日。

久保亨「1950年代の中国経済と日中関係」『シンポジウム「人民共和国史」』京都：京都大学、2013年12月7日。

〔図書〕(計14件)

中村元哉、久保亨ほか編『現代中国の起源をさぐる 史料ハンドブック』東方書店、2016年、221ページ。

久保亨ほか編『戦時期中国の経済発展と社会変容』慶應義塾大学出版会、2014年、474ページ。

村田雄二郎、中村元哉、水羽信男ほか『講

座東アジアの知識人』第5巻、有志舎、2014年、420ページ。

〔その他〕

ホームページ等

<http://www016.upp.so-net.ne.jp/dragon-china99/project.html>

6．研究組織

(1) 研究代表者

中村 元哉 (NAKAMURA, Motoya)
津田塾大学・学芸学部・教授
研究者番号：80454403

(2) 研究分担者

小野寺 史郎 (ONODERA, Shiro)
埼玉大学・教養学部・准教授
研究者番号：40511689

加茂 具樹 (KAMO, Tomoki)
慶応義塾大学・総合政策学部・教授
研究者番号：30365499

久保 亨 (KUBO, Toru)
信州大学・人文学部・教授
研究者番号：10143520

水羽 信男 (MIZUHA, Nobuo)
広島大学・総合科学部・教授
研究者番号：50229712

村田 雄二郎 (MURATA, Yujiro)
東京大学・教養学部・教授
研究者番号：70190923